

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年9月24日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：31件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	気体廃棄物処理系の高感度排ガス放射線モニタ装置に指示不良が認められたため、当該モニタ装置を点検・修理	D	
2	1号機	原子炉格納容器冷却海水系ポンプ（D）の軸受油ドレン排出口の閉止用プラグねじ込み部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	1号機	活性炭ホールドアップ装置建屋の換気空調系外気処理装置内の送風機用空気取入れ口フィルタに汚れが認められたため、当該フィルタを交換	対象外	
4	1号機	廃棄物処理系廃液収集ポンプの入口圧力計に指示不良が認められたため、当該圧力計を点検・調整	D	
5	2号機	主発電機固定子冷却系冷却水ポンプ出口圧力計の二次側ドレン弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
6	2号機	補機冷却海水系硫酸第一鉄注入ポンプを運転しても、硫酸第一鉄注入タンク内に溶液が残留する事象が認められたため、当該ポンプ及び入口配管等を点検・修理	D	
7	2号機	残留熱除去A系の潤滑油ポンプ出口圧力計に指示値不良が認められたため、当該圧力計を点検・調整	D	
8	2号機	原子炉冷却材浄化系の使用済樹脂沈降分離槽（A）のレベル指示計において、指示不良が認められたため、当該レベル計を点検・修理	D	
9	3号機	補助海水系ポンプ出口ストレーナ（A）のドレン弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
10	3号機	タービン建屋6.9kV高圧配電盤室内局所空調機用冷媒出入口弁付近の配管に油のにじみが認められたため、当該配管を点検・修理	D	
11	3号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（A）本体のベント弁（2次弁）のハンドル留めナットの外れが認められたため、ナットを取付	D	
12	3号機	非常用ガス処理B系の活性炭フィルタ湿度検出器用保護カバーの留めネジ（12本の内、1本）が外れていたため、留めネジを取付	対象外	
13	4号機	原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量指示調節器に電池の劣化を示す警報表示ランプが点灯したため、当該調節器を点検及び電池を交換	対象外	
14	4号機	循環水系硫酸第一鉄注入ポンプの出口配管に設置されている安全弁に動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
15	4号機	循環水系硫酸第一鉄注入ポンプの入口配管に設置されている圧力変換器用ケーブルの接続部に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	4号機	中性子計測系局部出力領域モニタ（12-29B）の「中性子レベル高」を示す警報が発生したため、当該モニタ（12-29B）を除外	D	
17	5号機	給水系配管サポート溶接部の浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を溶接補修	D	
18	5号機	非常用ディーゼル発電機（A）用過給機部品（空気整流用リング）の浸透探傷検査において、指示模様（割れ）が認められたため、当該部品を交換	D	
19	5号機	非常用ディーゼル発電機（A）エンジン始動用空気分配弁の浸透探傷検査において、弁体シート面に指示模様（鑄巣）が認められたため、当該弁（1台）を交換	D	
20	5号機	原子炉建屋換気空調系給気及び排気ファン（B系）の点検において、交換予定の軸受ケースの発注手続き遅れによる交換不可が認められたため、対応検討	C	
21	5号機	給水系（B系）配管サポート溶接部の浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を溶接補修	D	
22	5号機	タービン補機冷却系熱交換器（B）の海水入口側ドレン弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
23	5号機	補機冷却海水系ポンプ出口ストレーナ（B）の満水確認のためベント弁を開操作したところ、弁棒が折損したため、当該弁を点検・修理	D	
24	6号機	原子炉建屋スチームドレンサンプB系のサンプリング用のシンク排水配管に亀裂が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
25	6号機	高圧復水ポンプ（A）の軸受振動モニタの変換器用のカバーが脱落したため、当該カバーを点検・修理	D	
26	集中環境施設	廃液濃縮系高電導度ドレンサンプ（A）内サンプポンプ（A）の起動時、自動ベント逆止弁の接続部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
27	集中環境施設	補助ボイラ（B）の重油バーナー用蒸気噴霧装置部に浸食による変形が認められたため、当該部を点検・修理	D	
28	集中環境施設	補助ボイラ（B）の起動において、重油バーナー用噴霧空気を蒸気に切替えたところ、「噴霧媒体圧力低」を示す警報が発生したため、噴霧蒸気圧力調整装置を点検・修理	D	
29	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却炉設備（B）の焼却用廃棄物自動投入装置のダンパに動作不良が認められたため、当該ダンパのロック機構を点検・修理	D	
30	集中環境施設	洗濯廃液系洗濯廃液脱塩塔の再使用水入口圧力調節弁のグランド部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
31	その他	使用済燃料共用プール設備の補給水貯蔵槽復水入口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・ 原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・ 圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで